

掲載事例一覧(調剤・多くの付箋がつくコンピュータチェック事例)

レポート公表(更新)	レポート種類	区分	チェック対象	事例コード	グループ化該当	グループ内事例数	チェック内容
R7.3.24	検証後(差異解消事例)	薬剤調製料	外用薬薬剤調製料	48SJ400181004	○	3	受付回及び調剤月日が同一の処方行に対して、同一剤形の同一有効成分（ロキソプロフェンナトリウム水和物、精製ヒアルロン酸ナトリウム及びフェルピナク）のみで外用薬薬剤調製料がそれぞれ算定された場合にチェックを実施。
R6.7.31	検証後(少数事例)	薬剤調製料	自家製剤加算	48SJ990625301			同一処方行に点眼剤のみで自家製剤加算が算定された場合にチェックを実施。
R7.3.24	検証後(差異解消事例)	薬剤調製料	自家製剤加算	48SJ990953701			1日1回又は2回の服用で、錠剤に対して自家製剤加算（分割除く）が算定された場合にチェックを実施。
R7.6.23	検証後(差異解消事例)	薬剤調製料	自家製剤加算	48SJ990910701	○	2	用法が1日2回のザイザル錠5mg 1錠又は用法が1日1回ザイザル錠5mg 0.5錠に対し自家製剤加算が算定された場合にチェックを実施。
R6.11.22	検証前	薬剤調製料	外用薬薬剤調製料	48SJ400184003	○	3	受付回及び処方月日が同一の処方行に対して、同一剤形の同一有効成分（ケトプロフェン、ヘパリン類似物質又は尿素）のみで外用薬薬剤調製料がそれぞれ算定された場合にチェックを実施。
R7.1.31	要フォローアップ	薬剤調製料	内服薬薬剤調製料等	48SJ990955701	○	2	ラキソベロン内用液（後発品含む）に対して内服薬薬剤調製料又は外用薬薬剤調製料が算定された場合、又はピコスルファートナトリウム水和物内用液に対して内服薬薬剤調製料が算定された場合にチェックを実施。
R6.11.22	検証前	薬剤調製料	自家製剤加算	48SJ991043601			糖衣錠に対して自家製剤加算が算定された場合にチェックを実施。
R7.1.31	要フォローアップ	調剤管理料	重複投薬・相互作用等防止加算等	48SJ990985901	○	2	重複投薬・相互作用等防止加算又は在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料算定時に記録された「その他薬学的観点から必要と認める事項」に「希望」、「申し出」、「訴え」、「要望」、「漏れ」又は「し忘れ」が記録された場合にチェックを実施。
R6.7.25	検証後(差異解消事例)	服薬管理指導	薬剤服用歴管理指導料等	48SJ400154602			当月2回目以降の調剤に服薬管理指導料又は薬剤服用歴管理指導料（3月以内再度処方箋以外）が算定された場合にチェックを実施。
R7.6.23	検証後(差異解消事例)	医薬品	外用薬（医薬品）	48SJ400378201			外用薬が外用薬以外の剤形で算定された場合にチェックを実施。